

令和6年度答申第48号  
令和6年11月12日

諮問番号 令和6年度諮問第50号（令和6年10月10日諮問）  
審査庁 防衛大臣  
事件名 退職手当支給制限処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人×からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、海上自衛隊A地方総監（以下「処分庁」という。）が、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）12条1項の規定に基づき、懲戒免職処分を受けて退職をした審査請求人×（以下「審査請求人」という。）に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件支給制限処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- （1）自衛隊法（昭和29年法律第165号）46条1項（令和3年法律第61号による改正（令和5年4月1日施行）前のもの）は、隊員が同項各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる旨規定し、同項2号において隊員たるにふさわしくない行為のあった場合を掲げている。

- (2) 退職手当法2条1項（令和3年法律第61号及び第62号による改正（いずれも令和5年4月1日施行）前のもの）は、退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者等に支給する旨規定する。

退職手当法12条1項（令和元年法律第37号による改正（令和元年9月14日施行）前のもの。以下同じ。）は、退職をした者が、同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（国家公務員法その他の法令の規定により職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。）は、当該退職をした者等に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる旨規定し、同項1号において懲戒免職等処分を受けて退職をした者を掲げている。

そして、退職手当法12条1項の「政令で定める事情」について、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。）17条は、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成10年3月30日に海上自衛隊に入隊し、平成26年3月19日からBC科に配属された。

（勤務記録表、調査報告書）

- (2) 処分庁は、令和元年5月23日付けで、審査請求人に対し、「Xは、B乗艦時の部下隊員D（中略）に対し、平成28年7月中旬頃、自身の友人が事故に遭い、手術等のための金銭が必要であると虚偽の情報を信じ込ませ、現金10万円を騙し取ったものである。」との違反事実を認定し、自衛隊法46条1項2号の規定に基づき、懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）をした（以下上記非違行為を「本件非違行為」とい

う。 ) 。

(懲戒処分宣告書、認定理由書)

- (3) 処分庁は、令和元年5月24日付けで、審査請求人に対し、退職手当法12条1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分(本件支給制限処分)をした。

(退職手当支給制限処分書)

- (4) 審査請求人は、令和元年8月22日、審査庁に対し、本件支給制限処分を不服として本件審査請求をした。

また、審査請求人は、本件懲戒免職処分についても、同日付けで、防衛大臣に対し、これを不服として審査請求をした。

(審査請求書、裁決書)

- (5) 防衛大臣は、令和6年1月19日付けで、本件懲戒免職処分を不服とする審査請求を棄却する裁決をした。

(裁決書)

- (6) 審査庁は、令和6年10月10日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件非違行為は、「詐欺」には当たらない。よって、本件懲戒免職処分は事実誤認であり、取り消されるべきである。

また、仮に本件非違行為が「詐欺」に該当するとしても、本件懲戒免職処分は事案に照らして著しく重い処分であり、取り消されるか軽減されるべきである。

したがって、本件懲戒免職処分を前提とする本件支給制限処分も取り消されるべきである。

- (2) 仮に、本件懲戒免職処分が取り消されることもなく、かつ軽減されることがなかったとしても、下記アからクまでの事情に照らせば、本件支給制限処分は過重な処分であるから、取り消されるか一部の不支給に軽減されるべきである。

##### ア 審査請求人の職務及び責任

本件非違行為は、後輩の隊員との私的な関係に基づいて同人から金銭の借用をするに当たり虚偽の事実を述べたというものであり、審査請求人が占めていた職の職務に関連したものではない。

したがって、本件非違行為が自衛隊の公務の遂行に与える影響は格別大きいとはいえない。このことは本件支給制限処分の軽減事情として考慮されるべきである。

また、3等海曹は幹部自衛官ではなく、社会一般に自衛隊を代表するものと見られる立場ではないから、本件非違行為により国民の自衛隊に対する信頼に及ぼす影響が大きいとはいえない。

#### イ 審査請求人の勤務状況

審査請求人は、これまでの勤務態度は良好であり、真面目に職務に取り組んでいたと評価されており、また、本件懲戒免職処分以外に懲戒処分を受けたこともなかったものである。このことは本件支給制限処分の軽減事情として考慮されるべきである。

#### ウ 特に厳しい措置として本件懲戒免職処分が選択されたこと

上記（1）のとおり、本件懲戒免職処分は事案に照らして重すぎるものであり、降任又は停職処分、減給又は戒告の処分にとどめる余地がある場合であるにもかかわらず、本件懲戒免職処分が選択されたものである。

したがって、昭和60年4月30日付け総人第261号「国家公務員退職手当法の運用方針」（令和元年9月5日付け閣人第256号による改正前のもの。以下「運用方針」という。）第12条関係の2号イに規定の「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」に該当するのであるから、このことは本件支給制限処分の軽減事情として考慮されるべきである。

#### エ 本件非違行為に至った経緯

審査請求人は、友人であるEから「もう死ぬしかない」などと切迫した状況で金銭の借用を頼まれたことから、同人の命を救うためにやむなくDから急いで金銭を借りる必要があり、審査請求人は焦っていたこと、幹部自衛官であるEの名誉のために正直に事情を打ち明けることができなかったことから、Dに対して、友人が事故に遭い、手術等のための金銭が必要であると嘘の事実を話してしまった。

また、当時の審査請求人は、上司から連日のように長時間の説教、厳しい叱責、人格を否定するような発言を繰り返し受けていて精神的に疲労困憊しており、一種のうつ状態にあった。そのため、冷静な判断ができずに、焦りのあまり虚偽の借入れ理由を話してしまったものである。

このように、本件非違行為に至る経緯や動機には酌むべき事情がある。

このことは運用方針第12条関係の5号に例示のある「当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合」に該当するから、本件支給制限処分の軽減事情として考慮されるべきである。

オ 本件非違行為が悪質ではないこと

審査請求人がDから借入れした金額は10万円であり高額であるとはいえない。また、虚偽の事実を告げたという内容も資金使途を偽ったにすぎず、貸す相手は自分の知人であることは告げているし、10万円という金額は審査請求人にとっては返済不可能な金額でもなかったのである。審査請求人には返済する意思も能力もあった。

これらの点に鑑みれば、本件非違行為は悪質ではない。

カ 非違後における退職をした者の言動について

審査請求人は、警務隊による捜査には素直に応じて協力しているうえ、警務隊での取調べでは「いかなる処分も潔く受ける」と申し出ていたなど、真摯な反省の態度を示している。

また、審査請求人は、既にDに対して、迷惑料を追加した合計17万円を支払って示談を成立させているため、被害は回復済みであり、かつ、Dにおいても審査請求人に対する処罰感情はない。

これらのことは、運用方針第12条関係の6号に例示のある「当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動を取った場合」に該当するのであり、本件支給制限処分の軽減事情として考慮されるべきである。

処分庁は、仮に、Dが、上官の地位にあるEが困っているから助けてあげて欲しいと先輩である審査請求人から真実の借入れ理由を知らされていれば、Dは快くこれに応じていたと思われるという審査請求人の主張は、階級等の優位性を背景に部下隊員に対して金銭的な犠牲を強いることになった本件非違行為の状況について自ら恥じることなく主張するものであり反省している点が見受けられないと主張するが、審査請求人は、虚偽の借入れ理由を告げたこと自体は刑法上の詐欺に該当しないことを説明するために、E、審査請求人とDとの関係性を述べているにすぎず、そのことをもって審査請求人が反省をしていないとはいえない。

キ 本件非違行為による悪影響は軽微であること

(ア) 審査請求人は、Eの窮状を救うために虚偽の説明をしたものであり、自己の私欲を図ったわけではないことからすれば、本件非違行為によ

って、艦内の規律維持や隊員間の信頼関係に及ぼす影響は極めて軽微なものにとどまる。

- (イ) 審査請求人の借入れの動機がEの窮状を救うためのものであり、審査請求人自身の私利を図る目的はなかったこと、真実の借入れ理由を告げなかった理由も、幹部自衛官であるEの名誉のために正直に打ち明けることができなかつたためであるという事情は、審査請求人に有利に斟酌されるべきであり、本件非違行為の悪質性が高いとはいえない。

また、隊員相互間での私的な金銭の貸借自体は自衛隊内で横行していたのであって、審査請求人が金銭の借用を頼んだ真実の動機又は用途をDが知っていたとすれば、Dが金銭の貸付けに応じていたと考えられる本件においては、虚偽の説明をしたことが隊員間の信頼関係や士気を一定程度低下させるとしても、信頼関係を崩壊させたなど部隊の団結及び隊員の士気の低下に大きな損害を及ぼしたとまではいえない。

- (ウ) 本件は、自衛隊の艦内で隊員間において発生した事案であり、審査請求人が自衛隊外の者に何ら迷惑をかけたわけでもなく、審査請求人の職務に関連したものでもない。また、審査請求人は幹部自衛官ではなく、国民から自衛隊を代表するものとしてみられるような立場でもないから、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響が大きいとはいえない。

- ク 本件支給制限処分による経済的不利益が重大であること

退職手当は、賃金の後払いとしての性格や退職後の生活保障としての性格を有しているところ、審査請求人が受給することができたはずの退職手当等の金額は300万8378円であり、これは審査請求人の退職時の俸給月額9.6月分に相当する。審査請求人はこれまで自衛隊員として21年にわたり勤務していたものであり、突然の本件懲戒免職処分の後に直ちに他に就職して同程度の給与収入を得ることは困難であつて、退職手当の全額が不支給とされることによる審査請求人の経済的な不利益は重大である。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

### 1 論点整理

- (1) 本件支給制限処分は、本件懲戒免職処分に起因するものである。本件懲戒免職処分に係る審査請求については、自衛隊法の規定に基づく審査請求手続に則り審議され、令和6年1月19日、本件懲戒免職処分に係る審査請求は棄却するとの裁決が行われている。
- (2) 退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定は、審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人の勤務の状況、本件非違行為の内容及び程度、本件非違行為をするに至った経緯、本件非違行為後における審査請求人の言動、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響などの各事情を勘案して、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができるとしているところ、本件では、その判断について審査請求人と処分庁との間で争いがあるため、この点について判断する必要がある。

## 2 認定した事実

本件支給制限処分をするに当たり勘案すべき上記1(2)の各事情及び運用方針第12条関係各号の規定に基づく取扱いについて認定した事実を整理すると、以下のとおりである。

### (1) 審査請求人が占めていた職の職務及び責任について

審査請求人は、平成10年3月に海上自衛隊に入隊し、平成26年3月にBC科、平成29年7月にF基地G、同年11月からHI科において勤務し、本件非違行為の当時（平成28年7月中旬頃）の階級は全部で16ある海上自衛官の階級のうち、下から4番目の3等海曹である（勤務記録表）。人事評価上の自衛官の階級において求められる能力の類型を示す項目として3等海曹については、法令及び服務規律を遵守するとともに、上司の職務上の命令に従い、公正に職務を遂行すること、上司の指導を受け、士たる自衛官の指導・育成を行うことなどが求められている（人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号））。

また、3等海曹の階級にある初級海曹期間の経歴管理には、上位階級になるための素養を養い、海曹として必要な基礎的知識及び技能を習得し、特技職としての必要な知識及び技能を向上させ、その概成を図り、職域内の海士に対する指導能力を修得させることが目標とされている（准海尉以下の自衛官及び自衛官候補生の経歴管理に関する達（平成16年海上自衛隊達第14号））。

このことから、審査請求人の「3等海曹は幹部自衛官ではなく、社会一般に自衛隊を代表するものと見られる立場ではないから、本件非違行為により国民の自衛隊に対する信頼に及ぼす影響が大きいとはいえない。」との主張は妥当ではなく、審査請求人には、厳正な規律を保持し、品位を保つ義務を有するとともに、海士を指導するに相応しい勤務・生活態度が求められていることから、本件支給制限処分を軽減すべき事情は認められない旨の処分庁の判断は妥当である。

## (2) 審査請求人の勤務の状況について

審査請求人は、過去2回の表彰のうち、職務遂行については、1回表彰を受けている（勤務記録表）。また、勤務態度は良好であり、真面目に職務に取り組んでいたと評価されている（退職手当支給制限処分書）が、審査請求人の勤務成績からみて、審査請求人の勤務の状況は、総じて「通常」であったと評価できる（勤務成績報告書及び人事評価記録書）。

審査請求人は、これまでの勤務態度は良好であり、真面目に職務に取り組んでいたと評価されており、また、本件懲戒免職処分以外に懲戒処分を受けたこともなかったものであるから、このことは本件支給制限処分の軽減事情として考慮すべきである旨主張しているが、防衛人事審議会の議決において、本件非違行為は、「刑法上の「詐欺」に該当することは明らか」とした上で、「平成31年2月8日に本件の違反事実については、J地方警務隊からK地検L支部に「詐欺罪」として送致され、同月19日に不起訴処分（起訴猶予）となっている。」と指摘されており（懲戒免職処分審査請求に係る議決書）、本件非違行為が職場を同じくする部下隊員に対する行為であることを踏まえれば、審査請求人の主張は妥当ではなく、審査請求人の勤務の状況による本件支給制限処分を軽減すべき事情は認められない。

## (3) 本件非違行為の内容及び程度について

ア 本件懲戒免職処分に係る懲戒権者は、「他人を欺き、錯誤に陥れ財物を騙し取る詐欺行為は、一般社会においても許されない行為であるとともに、自衛隊においても部隊の規律維持及び融和団結に極めて悪影響を及ぼす規律違反として懲戒処分の対象となるものである。」と指摘した上で、本件非違行為について、「その原因、動機、手段からして重大な規律違反及び悪質な刑事事犯に該当するとともに、勤務を同じくする部下隊員に対して詐欺行為に及んでいることは悪質性が高く、隊員間の信

頼関係を崩壊させるなど、部内外への極めて影響の大きい規律違反である。」としている（認定理由書）。

イ 本件については、審査請求人がした本件懲戒免職処分に係る審査請求に対する防衛人事審議会の議決に基づく防衛大臣の裁決（審査請求の棄却）を踏まえれば、本件支給制限処分は、運用方針第12条関係の2号イに定める場合「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」に該当しない。

また、本件非違行為は、詐欺であることから、運用方針第12条関係の2号ロに規定する場合「懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」にも該当しない。

さらに、本件は、故意による非違の事案であることから、運用方針第12条関係の2号ハに規定する場合「懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」及び同号ニに規定する場合「過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」にも該当しない。

以上のことから、本件は、運用方針第12条関係の2号において「一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合」として示しているいずれの場合にも該当しないことから、本件支給制限処分を軽減する事情はないとした処分庁の判断は妥当である。

#### （4）当該非違行為をするに至った経緯について

本件非違行為は、「返済意思を有していないにもかかわらずDから現金7万円（なお、本件処分理由において被害額は10万円とされているが、平成30年8月31日付けのDの答申書によれば、平成28年7月17日に2万円、翌18日に5万円を交付したとされていることから、被害額は7万円と認定した。）を詐取したものである。被害金額は決して軽微なものとはいえず、その手段からして重大な規律違反及び悪質な刑事事犯に該当するとともに、勤務を同じくする部下隊員に対して詐欺行為に及んでいる点で悪質性が高」と防衛人事審議会の議決により認定されている（懲戒免職処分審査請求に係る議決書）。

なお、審査請求人は、「一種のうつ状態にあった。」と主張するが、審

査請求人において上司のパワハラ行為やうつ状態についての具体的な主張・立証がない以上、その点に関連して原処分（本件懲戒免職処分）の妥当性について判断することはできないとの見解が防衛人事審議会より示されており（懲戒免職処分審査請求に係る議決書）、本件支給制限処分においても、この点に関して当該処分の妥当性について判断することはできない。

したがって、運用方針第12条関係の5号において「当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合」には、それらに応じて処分の軽減又は加重を検討すると示されているところ、本件非違行為をするに至った経緯に参酌すべき事情はあったとはいえないことから、本件支給制限処分について軽減する事情とはならないとの処分庁の判断は妥当である。

（5）本件非違行為後における審査請求人の言動について

審査請求人は、警務隊による捜査には素直に応じて協力しているうえ、警務隊での取調べでは「いかなる処分も潔く受ける」と申し出ていたなど真摯な反省の態度を示すとともに、既にDに対して、迷惑料を追加した合計17万円を支払って示談を成立させているため、被害は回復済みである旨主張するが、Dとの示談書において、「本支払いにより、乙（D）が申告している金額全てを甲（審査請求人）が承認しているものではないことを確認する。」（示談書（平成30年11月9日））など、審査請求人の主張は一貫性に欠け、改悛の情があるといえるのか疑問である。

また、たとえ改悛の情があったとしても、防衛人事審議会から「Dとの間で示談が成立していること等を踏まえても、隊員としての品位を著しく傷つけ、又は自衛隊の威信を著しく損なう違反であり、「詐欺」の「重大な場合」（中略）に該当するものといわざるを得ない。」と指摘され、本件懲戒免職処分が妥当であると判断されている（懲戒免職処分審査請求に係る議決書）ことを踏まえれば、審査請求人の主張をもって特に参酌すべき情状があり処分を軽減する検討を要するとはいえない。

（6）本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響について

上記（1）で認定した事実のとおり、審査請求人は、厳正な規律を保持し、品位を保つ義務を有するとともに、海士を指導するに相応しい勤務・生活態度が求められている立場であること、本件非違行為は、全国報道さ

れた（報道資料）こと、さらに、防衛人事審議会による本件懲戒免職処分に係る審議において、勤務を同じくする部下隊員に対して詐欺行為に及んでいる点で悪質性が高く、隊員間の信頼関係を崩壊させるなど、部内外への影響が極めて大きいものと判断されている（懲戒免職処分審査請求に係る議決書）ことを踏まえると、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響は、審査請求人が主張する「極めて軽微なもの」には当たらず、運用方針第12条関係の7号に規定する、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合に相当することから、本件支給制限処分を軽減すべき事情は認められないとの処分庁の判断は妥当である。

### 3 論点に対する判断

本件審査請求の論点である上記1（2）について、上記2で認定した事実によれば、本件非違行為に対する審査請求人の主張はいずれも認められるものではなく、本件非違行為の重大性を考慮するならば、本件支給制限処分を軽減する理由にはならないというべきである。

したがって、本件支給制限処分は、処分庁が裁量権を逸脱・濫用した違法又は不当なものとは認められない。

なお、審査請求人は、本件懲戒免職処分の適否について主張するが、本件懲戒免職処分に係る審査請求に対する裁決が既に行われていることを踏まえると、本件懲戒免職処分の適否は、本件とは別の手続（本件懲戒免職処分の取消訴訟）で争うべき事柄であり、審査請求人の上記主張は、本件での検討対象とはならない。

### 4 結論

上記のとおり、本件支給制限処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

## 第3 当審査会の判断

### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

（1）本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付：令和元年8月22日

審理員指名：令和6年2月5日付け

審理員意見書の提出：同年8月8日付け

本件諮問：同年10月10日

- (2) 本件審査請求の受付から本件諮問までに約5年1か月半もの長期間が経過しているところ、①本件審査請求の受付から審理員指名までに約4年5か月、②審理員意見書の提出から本件諮問までに約2か月を要している。

このうち、上記①の手續に長期間を要したのは、審査請求人代理人との間で、本件支給制限処分的前提である本件懲戒免職処分に係る審査請求に対する裁決がされるまで、本件審査請求の審理手續を保留するとの合意がされたため、本件懲戒免職処分に係る審査請求に対する裁決（令和6年1月19日付け）がされるのを待っていたためであると推察されるが、上記②については、これだけの期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手續の迅速化を図ることが求められる。

- (3) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件支給制限処分の適法性及び妥当性について

- (1) 審査請求人は、本件非違行為により本件懲戒免職処分を受けて退職をした者であるから、退職手当管理機関である処分庁は、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定により、審査請求人に対し、審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人の勤務の状況、本件非違行為の内容及び程度、本件非違行為をするに至った経緯、本件非違行為後における審査請求人の言動、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響の各事情を勘案して、退職手当支給制限処分をすることができる。
- (2) 本件について、退職手当支給制限処分をするに当たり勘案すべき上記各事情を検討すると、以下のとおりである。

### ア 審査請求人が占めていた職の職務及び責任

審査請求人は、本件非違行為の当時、海上自衛隊BC科M長として勤務していた者であり、階級は3等海曹であった（調査報告書、平成30年5月17日付け供述調書）。

3等海曹は、全部で16ある海上自衛官の階級のうち、下から4番目の階級であるから、審査請求人は、下位階級である海士（海士長、1等海士及び2等海士）を直接指導し、幹部（3等海尉以上）を補佐する立場にあった（自衛官の階級）。

審査請求人は、3等海曹は幹部自衛官ではなく、社会一般に自衛隊を代表するものと見られる立場ではないから、本件非違行為により国民の

信頼に及ぼす影響が大きいとはいえないと主張しているが、上記のとおり、部下を指導する立場であり、その責任は相応に重い。

イ 審査請求人の勤務の状況について

審査請求人の勤務の状況について、退職手当支給制限処分書では、勤務態度は良好であり、真面目に職務に取り組んでいたと評価されているが、審査請求人の勤務成績をみると、平成27年から平成28年9月まではAからEまでの5段階評価で「C」、平成28年10月から平成29年9月まではSからDまでの5段階評価で能力評価及び業績評価ともに「B」、平成29年10月から平成30年9月までは上記5段階評価で能力評価は「B」、業績評価は「A」ないし「B」とされている（勤務成績報告書及び人事評価記録書）。

これらをみるに、審査請求人の勤務の状況は、総じて通常であったといえることができる。

ウ 本件非違行為の内容及び程度について

処分庁が認定した本件非違行為は、部下隊員であるDに対し、審査請求人の友人が事故に遭い、手術等のための金が必要であると嘘をつき、これを信じたDから現金10万円を騙し取ったというものである（認定理由書）。

審査請求人は、審査請求人の行為は詐欺に当たらない旨主張しているが、審査請求人は、虚偽の事実を申し向け、保険金で返済がされると誤信したDから金員の交付を受けているものであり、詐欺罪に当たることは明らかである。

本件非違行為は、自らその模範となり指導すべき立場にあった部下隊員に対し、詐欺行為に及んだというものであり、部隊の規律に重大な悪影響を与える悪質なものである。

被害金額は、本件懲戒免職処分において認定されたのは10万円であるところ、防衛人事審議会の議決においては、Dの答申書によれば7万円になるとして、7万円と認定しているものであるが、いずれにせよ決して軽微な金額ではない（懲戒免職処分審査請求に係る議決書）。

審査請求人が金員を出させるために申し向けた虚偽の事実も、「友人が事故に遭い、手術等のために金が必要である」というもので、切迫して金員の必要がある旨信じさせて金員を交付させる悪質な犯行態様である。

以上によれば、本件非違行為は軽微な事案であるということとはできず、悪質なものである。

エ 本件非違行為をするに至った経緯について

本件非違行為は、部下隊員であるDから金員を騙し取ったというものであるが、Dに対しては、かねてから職務上のミスについて「罰金」と称して金員を出させる等の不適切な行為をしていた状況も認められる（平成30年5月17日付け供述調書）。

審査請求人は、友人であるEを助けるために本件非違行為に及んだと述べているが、そうであったとしてもDに対する犯行に及ぶことに酌むべき事情を認めることはできない。

審査請求人は本件非違行為当時一種のうつ状態にあったとの主張もしているが、かかる状況を裏付けるものはない。

オ 本件非違行為後における審査請求人の言動

審査請求人は、警務隊による聴取に対し、本件非違行為について、当初は「友人が事故に遭ったためその手術代を貸してほしい」と言った事実も借用した事実もありません等と述べ、その後、Dから10万円借りたとしながら「友人が事故に遭ったためその手術代を貸してほしい」とは言っていないと述べ、最終的には嘘をついてDに金を出させたことを認め、反省の弁も述べているものの、当初から本件非違行為を認めていたものではない（平成30年5月17日付け供述調書、平成30年12月21日付け供述調書（追加）、平成31年2月8日付け供述調書（追加））。

もっとも、Dとの間で示談して被害は回復しており、このことは評価できる事情である（示談書）。

カ 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響

本件非違行為は、部下隊員に対する詐欺であり、部隊の規律に悪影響を与え、隊員間の信頼関係に悪影響を与えるものであったと認められ、公務の遂行に及ぼす支障は大きいと認められる。

そして、本件については新聞報道もなされており、厳正な規律保持、品位の保持が求められる自衛隊において、かかる非違行為が行われたことは、自衛官としての品位を傷つけ、自衛隊に対する国民の信頼を損なうものというべきである。

(3) 以上によれば、本件非違行為は悪質なものであり、公務の遂行に支障を及ぼし、自衛隊に対する国民の信頼を損なうものであるから、審査請求人が反省の弁を述べ被害も回復していることを考慮しても、全部不支給とした本件支給制限処分が違法又は不当であるということとはできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件支給制限処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 戸 | 谷 | 博 | 子 |
| 委 | 員 | 木 | 村 | 宏 | 政 |
| 委 | 員 | 下 | 井 | 康 | 史 |